

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月21日付松監第49号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 開発建築部 市街地整備課	所管課等長氏名 渡 邊 裕 二
措置の状況 ■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (2) 公園管理費雑入 ・適正な申請許可事務について 都市公園法第 5 条第 2 項による公園施設設置申請許可事 5 務において、団体から公園施設として自動販売機を設置する申請を受け、許可をしている。当該許可については、条例により権利の転貸が禁止されているが、自動販売機の設定について、団体は自動販売機設置業者（以下「業者」という。）と契約等を行い、業者が自動販売機を設置し、商品補充等の管理を行っているため、結果として許可された権利の転貸となっている状況が見受けられた。 権利の転貸は禁止された行為であるため、早急に状況の解消を図るとともに、今後は、申請許可事務に当たり厳正に内容を審査のうえ行われたい。	1 収入事務について (2) 公園管理費雑入 ・適正な申請許可事務について 自動販売機の設定許可は、都市公園法第 5 条第 2 項に基づいて行われていますが、職員が団体と自動販売機設置業者（以下「業者」という。）との契約内容を十分に把握していなかったため、その権利が転貸されているという事実が認識されていませんでした。 今回の指摘を受け、転貸されている自動販売機を設置している 1 4 者に対して、現状を説明し、解決策として、団体に対して契約内容を団体が業者から自動販売機本体の無償貸与を受け、運営管理業務を委託する内容に変更し、許可された権利の転貸状況を解消すること、または、自動販売機の撤去を依頼することを提案しました。 その結果、その提案に対する団体内の対応に時間を要しましたが、その間、進捗状況を適宜確認するなどの対応を行いながら、結果、8 者は契約の内容を見直しいただき継続して自動販売機を設置し、他の 6 者は自動販売機を設置しないことになりました。 今後、更新も含め設置の申請があった場合、申請時に契約書の写し等も提出を求め、権利の転貸になるような契約でないか確認を行うことで、適正な申請許可事務を徹底します。